



景品付販売行為の不正禁止に関する若干の規定

(意見募集稿)

株式会社クララオンライン
コンサルティングチーム

<要約>

2019年1月31日、国家市場監督管理総局は「景品付販売行為の不正禁止に関する若干の規定(意見募集稿)」(以下、「本意見募集稿」という)を公布し、3月2日までパブリックコメントを募集した。

本意見募集稿は、2018年1月1日に施行された新しい不正競争防止法に合わせて現行規定を見直したものである。WEB サイトや微信(WeChat)等のオンラインサービスで行われるキャンペーンも景品付販売行為とみなすことが新たに定められている。

1. 景品付販売行為とは

本規定における「景品付販売」とは、経営者が商品の販売あるいはサービスの提供時に、消費者または関係する大衆に金銭、物品、またはその他の利益を提供する行為を指し、これには附贈式景品付販売と抽選式景品付販売が含まれる。

本規定における「不正な景品付販売行為」とは、経営者が景品付販売活動を行う際に、不正競争防止法および本規定の関連規定に違反して、市場競争の秩序を乱し、他の経営者或いは消費者の合法的権益に損害を与える行為を指す。(2条)

2. 禁止行為

- ① 経営者が景品付販売を行う場合、次に掲げる状況が存在してはならない。(3条)
 - 抽選式景品付販売で、抽選イベントの実施期間、当選発表日、当選発表の場所、抽選方法、賞品の種類と数量、当選者への通知日、通知方法、当選権利の放棄条件等の情報が不明確で、賞品の引き換えに影響を及ぼす。
 - すでに公表済みの景品付販売事項について、消費者にとって不利な変更を行う。



- 販売するその場で抽選を行う景品付販売活動で、各賞の当選状況をリアルタイムに公表していない。
- ② 次に示す欺瞞的な景品付販売行為を禁止する。(6条)
- 景品付販売だと偽る、あるいは設ける賞の種類、最高賞金額、賞金総額、賞品の種類、数量、品質、提供方法、当選権利の放棄条件、くじの販売状況、当選状況等を偽った表示を行う。
 - 不正な手段を用いて故意に内定者を当選させる。
 - 故意に当選することがわかる商品を用意する。故意にくじを配布しない。故意に商品とくじを同時に市場に投入しない。
- ③ 景品付販売活動で賞品または景品が非現金商品あるいはその他の利益である場合、同時期の市場における同類商品またはサービスの通常価格をもって金額を計算する。(8条)
- ④ オンラインで商品あるいはサービスの取引を行う経営者が、モバイル端末向けのプロモーション、ユーザーの獲得、WEBサイトの知名度向上、アクセス数の獲得、クリック率の向上等のために、物品、金銭、またはその他の経済的利益を付带的に提供する行為は景品付販売行為とみなす。(9条)

●原文(中国語)

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/201901/t20190131_291926.html

本レポートは「中国法令アラートサービス 2019年2月号」の内容を一部抜粋、編集したものです。「中国法令アラートサービス」では、最新の法令・制度変更に関する詳細および予想される影響、クララオンラインが実務で得た動向変化に関する情報等を毎月レポート形式でお届けしています。 <https://www.clara.jp/consulting/>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は2019年6月3日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776